

別紙 1

アンケート対象者選抜要領

1. 利用者名簿の作成

事業所における介護保険サービスの利用者の氏名をアイウエオ順に並べ、利用者名簿を作成する。（複数のサービスを利用している人は名寄せする。）

2. 対象者のサンプリング

アンケート実施のサンプリングは、事業所の規模に応じて次の方法で行う。

① 利用者の数が20名以上の事業所

利用者数の2割又は20名のいずれか大きい方が対象となる。**ただし、アンケート対象者数が40名を超える場合は、40名を限度とする。**

（選抜方法）

利用者数の2割の場合：利用者名簿のリストに上から番号をつけ、5, 10, 15, 20…番目の利用者の無作為抽出を行う。

20名の場合：利用者名簿の上から10名、下から10名の利用者を選抜する。

② 利用者が20名以下の事業所

全利用者がアンケート実施の対象者となる。

3. サンプリングの対象外となる利用者

以下の条件に当てはまる利用者は、上記のサンプリングの対象外とする。

なお、サンプリングの対象外となる方がある場合、次の順位に当たる方を繰り上げてサンプリングを行う。

① 当該事業所でのサービスの利用期間が1ヶ月未満の方

② 独居で認知症が有る場合等、アンケートへの回答を得ることが難しいと判断される方

③ 御夫婦でサービスを御利用の場合であって、お二人のうち名簿の順位が下になる方

4. 利用者名簿の保管

適正なアンケート対象者のサンプリングが行われたことを確認するために、利用者名簿の提示を求める場合があるので、作成した利用者名簿は2年間保管すること。